

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」  
第2回有識者検討会事務局提出資料

## 第2回有識者検討会 議事次第

議事次第	想定時間 (質疑応答含め)	説明者
(1) 開会のご挨拶、ご出席状況の確認	10分	生田先生 DTC
(2) 第1回有識者検討会の振り返りと第2回有識者検討会の位置づけ	10分	DTC
(3) 全国意見照会の集計結果のまとめ	15分	DTC
(4) 全国意見照会を受けて、標準仕様書の改版への反映状況について	60分	DTC
a. 令和5年度改版予定の論点の反映状況について		
論点1. 令和5年度改版予定の申し送り事項		
論点2. 「成案」再検討見直し指定都市要件		
論点3. 振り仮名法制化への対応		
論点4. 令和5年度領域間の整合作業		
b. 全国意見照会にて、法令・通知対応や正誤対応で今年度の改版に反映するご意見		
(5) 今年度の改版対象外のご意見について	15分	DTC
a. 令和5年度ニーズのみ確認する申し送り事項の討議結果		
b. 全国意見照会にて、今年度の改版対象外のご意見の概要		
(6) 今後の更なる標準仕様書の精度向上に向けて (来年度以降の申し送り事項)	5分	DTC
(7) 閉会のご挨拶	5分	生田先生 DTC

- 1. 第1回有識者検討会の振り返りと  
第2回有識者検討会の位置づけ**
2. 全国意見照会の集計結果まとめ
3. 全国意見照会を受けて、  
標準仕様書の改版への反映状況について
4. 今年度の改版対象外のご意見について
5. 今後の更なる標準仕様書の精度向上に向けて  
(来年度以降の申し送り事項)

# 第1回有識者検討会の振り返り

第1回有識者検討会では、今年度下期の検討体制を確認した後、標準仕様書（1.1版）の策定経緯を振り返るとともに、標準仕様書改版に向けた検討方針やスケジュールを確認しました。

## 第1回有識者検討会（1月16日）議事次第と主たる討議事項

### ① 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について

- ✓ 地方自治体における業務プロセス・情報システムの標準化の背景・目的
- ✓ 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化事業全体のスケジュール

### ② 有識者検討会等の運営について

- ✓ 標準化事業全体の背景・目的とスケジュール
- ✓ 標準仕様書改版に向けた検討体制（構成員、会議体）等

### ③ 令和4年度検討経緯の振り返り

- ✓ 令和4年度検討経緯（概要・スケジュール・個別論点）
- ✓ 令和4年度の申し送り事項
- ✓ 令和4年度の指定都市要件
- ✓ 令和4年度領域間の整合作業について

### ④ 令和5年度の検討論点

- ✓ 令和5年度の検討論点と運営方針
  - 1：令和4年度の申し送り事項の取り扱い方針
  - 2：令和5年度の再検討見直しとなる指定都市要件
  - 3：振り仮名法制化に伴う改修方針
  - 4：令和5年度領域間の整合作業の方針共有
  - 5：ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダの課題

### ⑤ 意見照会の進め方

—

### ⑥ 今後のスケジュール

—

# 令和5年度の検討論点と運営方針

【凡例】：   アジェンダとして扱う会議

令和5年度では、「令和7年度末までの移行を如何にスムーズに行うか」をテーマにし、各論点について自治体／ベンダ分科会にて取り上げ、取り扱い方針・改修方針について目線合わせしました。

## 運営方針

## 検討・共有事項

### 今年度の 検討コンセプト

「令和7年度末までの  
移行を如何に  
スムーズに行うか」

- 令和5年度（2024年3月）までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令・通知に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映
- 但し、システム改修に伴う要件でも、優先度が高いと思われる項目（現行業務で対応する必要があるもの等）については自治体分科会にて、ニーズを確認し、ベンダ分科会にて当該要望の実装可否及び予想工数について確認することも想定
- 移行支援期間（令和7年度末まで）における標準仕様書（今年度の改定含む）へのシステム対応については、「制度改正等の政策上必要と判断される」ものに限り、それ以外の適合基準日は令和8年度以降になる（ゆえに、今回は原則、標準仕様書の正誤対応や、論点3の「振り仮名法制化に伴うシステム改修」のみ、令和7年度までに対応必須）
- 令和7年度までに、原則全ての地方自治体がガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムなどへの移行を目指すこととしているが、この目標に対してベンダが抱える課題について、目線を合わせる

1. 令和4年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとして事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認

2. 令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有

3. 振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有

4. 令和5年度領域間の整合作業の方針共有

有識者検討会 自治体分科会 ベンダ分科会

5. ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせ

有識者検討会 ベンダ分科会

# 愛知県の方からのご要望に対する対応方針の確認

愛知県の「管理場所」のマスタ管理機能の追加要望について、自治体分科会にて、当該管理機能がないと、業務に支障をきたすことについて担当者に確認ができ、また、ベンダ分科会にて、システムに導入可能と確認できたため、改版に反映しました。

## 【経緯】

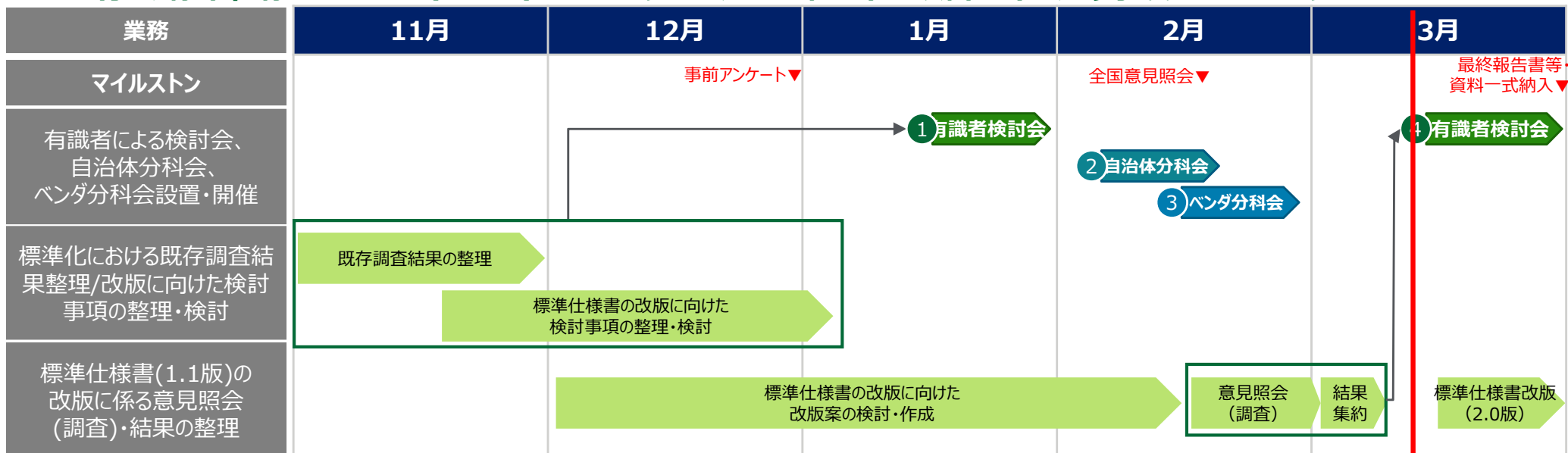
- 現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある（指定都市における管理「区」）
- 愛知県の担当者が検討会にて、都道府県においても、「管理場所」の機能（福祉相談センター等、受給認定を実際に行う県庁に属する地方機関）を追加してほしいというご要望があった。
- 実務上、受給申請の認定等の業務は愛知県庁でなく、直下の各地方機関の所管部で行っており、愛知県庁がそれらの認定の審査・管理業務を行っている。当該所属地方機関を管理する機能がないと、本庁機能を果たさせることができず、愛知県庁の業務が回らない可能性が高いとのことだった
- また、大分市の担当者が去年度の申し送り事項にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった

## 【対応方針】

- 自治体分科会（2月6日に開催済）にて、指定都市以外の自治体においても、「管理場所」というマスタ管理機能はないと業務に支障をきたすことについて確認できたため、ベンダ分科会（2月19日開催済）にて、該当機能が必要となり、またシステムへ導入可能について確認できた
- 標準仕様として改定し、令和5年度の改版に反映した。全国意見照会にて、特段意見がなかったため、本日の確認を経て改版を確定とする
  - ① 「管理場所」関連の機能要件について、指定都市以外の自治体の業務にも適用する25件の機能要件を特定
  - ② 該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、「管理場所」という記述に変更。また、要件の考え方・理由欄に以下を追記
    - ✓ 「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す
  - ③ 該当機能要件について、指定都市は25件、都道府県は受給者情報の登録や更新等に関連する機能12件を「◎（実装必須機能）」にし、それ以外の自治体の実装区分を「○（実装オプション）」に変更

## 第2回有識者検討会の位置づけ

本日は、第1回有識者検討会及び各分科会にて相談した各論点の対応方針に基づいて改版内容、及び全国意見照会の結果を共有し、標準仕様書の改版（2.0版）に反映する箇所と令和6年度以降の申し送り事項を確定します。 **本日**



想定議題	1 有識者検討会	2 地方自治体分科会	3 ベンダ分科会
	<b>第1回：2024年1月16日</b> 1 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について 2 有識者検討会等の運営について 3 令和4年度検討経緯の振り返り 4 令和5年度の検討論点 5 意見照会の進め方 6 今後のスケジュール	<b>第1回：2024年2月6日</b> 1 令和4年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認 2 令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有 3 振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有 4 令和5年度領域間の整合作業の方針共有	<b>第1回：2024年2月19日</b> 1 上記地方自治体分科会と同じ議題 2 ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせ
	<b>第2回：2024年3月22日</b> 1 意見照会結果の報告 2 意見照会結果を踏まえた標準仕様書改版案の確認 3 (令和6年度の取り組みについて)		

1. 第1回有識者検討会の振り返りと  
第2回有識者検討会の位置づけ
- 2. 全国意見照会の集計結果まとめ**
3. 全国意見照会を受けて、  
標準仕様書の改版への反映状況について
4. 今年度の改版対象外のご意見について
5. 今後の更なる標準仕様書の精度向上に向けて  
(来年度以降の申し送り事項)



# 意見照会の実施方法

## 1. 全国意見照会の流れ

3月末の標準仕様書の改版の発出に向けて、全国の地方自治体及び7社のベンダに対して意見照会を実施し、事務局にて意見取りまとめを行いました。

### 意見照会

- 標準仕様書（2.0版案）に加えて各資料を準備することで、効果的かつ効率的に意見照会を行う。

#### 資料構成

事務連絡

意見用紙

後述

確認対象の資料

検討経緯

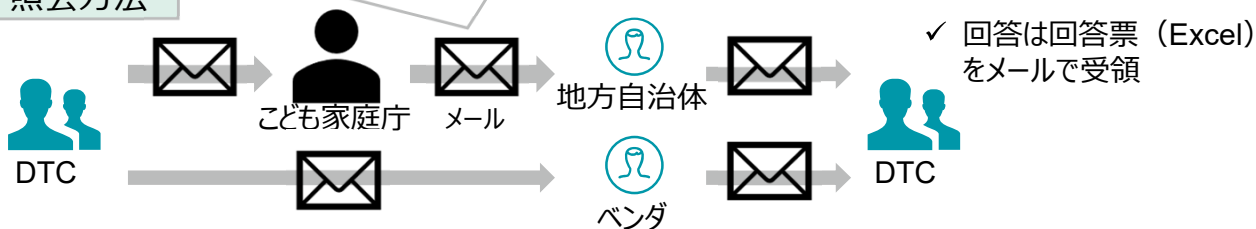
項番	頁	章番号等	標準仕様書（案）の記載内容	意見及び具体的な修正案	理由

意見提出のフォーマットを準備する。**標準仕様書の改版案の1つ1つの記載に対して確認を求める方法では自治体の回答負担が高まるため、意見がある場合には記載していただく方針とする。また、意見記載時は、具体的な修正案まで記入いただくフォーマットとするよう工夫。**

「標準仕様書（ツリー図／業務フロー、機能要件、帳票詳細要件、帳票レイアウト）に対し、検討会／分科会の指摘事項を反映したもの。

標準仕様書の改版案の作成の経緯を取りまとめた資料を準備する。検討の経緯をあらかじめ対象自治体・ベンダに伝えることで、検討経緯に関する問い合わせ対応の負担軽減や回答遅延を防止を図る。

#### 照会方法



### 意見取りまとめ

- 地方自治体・ベンダからの各意見に対して、回答方針を検討した上で、必要に応じて修正を検討する。

意見取りまとめイメージ

項番	頁	章番号等	標準仕様書（案）の記載内容	意見及び具体的な修正案	理由	1	2	3
						分類	回答方針	修正内容

提出された意見      意見回答の検討

- 1 分類  
意見を、「今年度の改版に反映」、「来年度以降に申し送る」、「改版に対応なし」に分類
- 2 回答方針  
自治体・ベンダの意見に対する対応方針を記載
- 3 修正内容  
標準仕様の修正内容を「修正前」「修正後」に分けて記載

# 意見照会の実施方法

## 2. 意見照会項目 (1/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式としました。

### (1) 団体・担当情報

No.	①意見発出者	②団体区分	③都道府県名	④市区町村名	⑤事業者名	⑥部署名	⑦担当者名	⑧電話(外線)番号	⑨電子メールアドレス
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	事業者の場合は記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須
入力例	1:担当課	5:市	〇〇県	〇〇市	株式会社〇〇	子ども支援課	鈴木 太郎	045-XXXX-XXXX	XXXXXX@XX.lg.jp
1									
2									

### (2) 機能要件

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③事務名(レベル2)	④通番	⑤意見の種類	⑥要件種別	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩意見発出者	⑪要件(修正前)	⑫要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力例	〇〇市	01.新規認定請求	認定請求受付	〇〇	10:要件種別のみ変更	2:実装必須	3:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため	他団体でも必要な機能と考えられることから、必須機能として良いと考える。	2:実装されていない	1:担当課		
1												
2												

# 意見照会の実施方法

## 2. 意見照会項目 (2/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式としました。

### (3) 帳票要件 (一覧・詳細要件)

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④システム印字項目名	⑤意見の種類	⑥要件種別 実装類型	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨意見発出者	⑩要件(修正前)	⑪要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により 記入必須	記入必須	条件により記入 必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力例	〇〇市	02.市外転入	児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書	新住所郵便番号	3:印字項目名の変更	5:類型変更	4:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため		1:担当課		
1											
2											

### (4) 帳票レイアウト

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④意見の種類	⑤意見発出理由	⑥根拠法令・通知等の詳細な理由	⑦意見発出者	⑧意見の内容
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須
入力例	〇〇市	13.現況届	児童扶養手当現況届	10:その他	6:その他		1:担当課	氏名欄等が非常に小さく、印字可能な文字数が少ないため多くの対象者でオーバー字となり手書き対応が必要になります。
1								
2								

### (5) その他

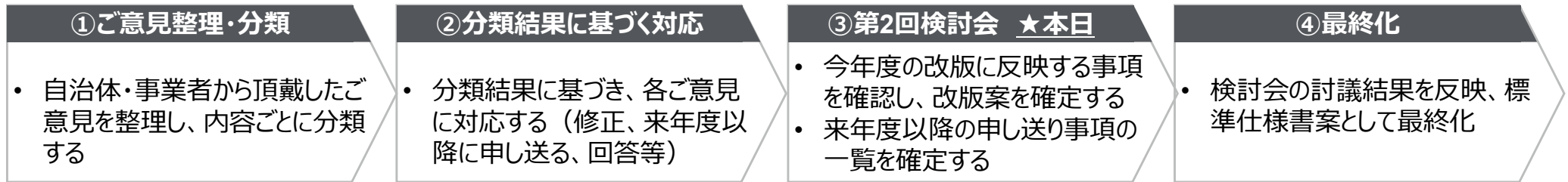
No.	①回答元	②ご意見等の概要	③ご意見等	④意見発出者
入力例	〇〇市	標準仕様書の使い方に関すること	.....	1:担当課
1				

# 意見照会の実施方法

## 3. 意見照会結果の取り扱い

意見照会でいただいたご意見は、対応方針を整理した後、今年度の改版案に対するご意見と、法令・通知対応と正誤対応の事項について、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、申し送りとした事項は来年度以降に討議します。

### 意見照会結果の取り扱い



### 意見の分類と対応の考え方

意見照会結果	分類	対応の考え方	本日の主なご確認・ご承認いただく事項
今年度の改版に反映	✓ 主に、 <b>今年度の改版案に対するご意見と、法令・通知対応と正誤対応の事項</b> に関して、改版案を作成し、第2回有識者検討会（本日）の確認を経て、改版を確定とする	確認し、改版案を確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツリー図・業務フロー</li> <li>帳票詳細要件</li> <li>機能要件</li> <li>帳票レイアウト</li> </ul>
来年度以降に申し送る	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>今年度の改版対象外機能に関する追加のご意見や、法令・通知対応、正誤対応外の追加のご意見</b>について、来年度の論点として申し送る</li> <li>✓ すぐに対応できない課題について（帳票レイアウトの見直し、自治体間のデータ連携等）は中長期に検討する必要がある</li> </ul>	来年度の論点を確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度論点一覧（案）</li> </ul>
改版に対応なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 既に要件に含まれているもの、詳細設計レベルのものについては対応なし</li> <li>✓ 標準仕様書の改版検討外の標準化に関するご意見・質問について、回答案を作成し、来年度以降に事務局より個別に回答し、適宜関連機関（デジタル庁等）に連携して対応する</li> </ul>	概要のみ共有	

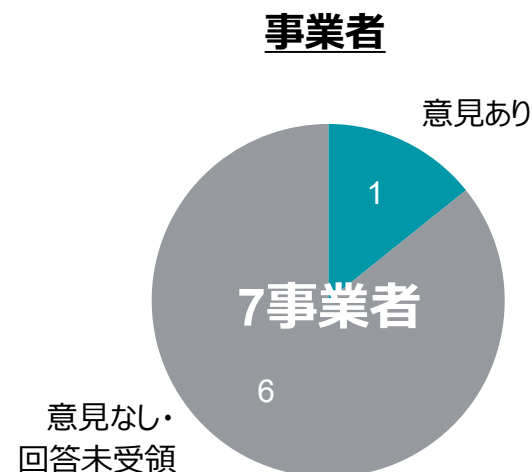
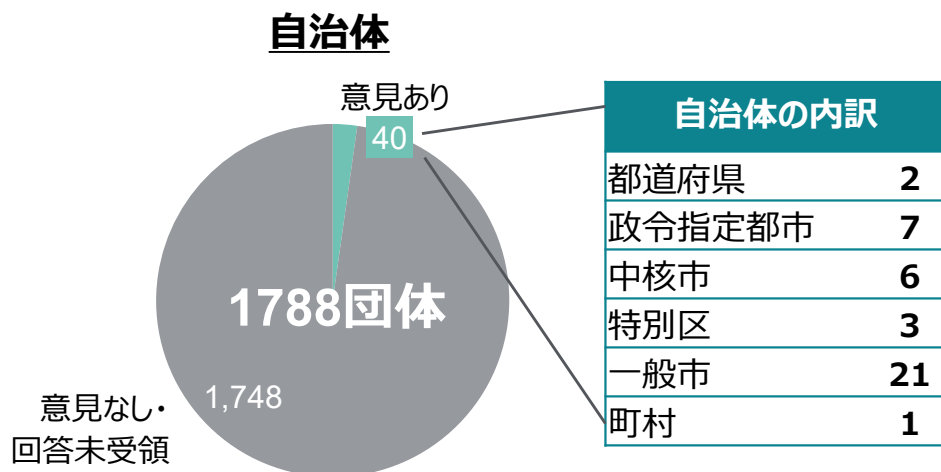
# 意見照会実施結果報告

## 1. 全体概要 (1/3)

全1,788自治体及び対象の7事業者に意見照会依頼しましたが、40自治体及び1事業者より、総計187件のご意見をいただきました。なお、ご意見がない場合は、回答票の連携は不要と依頼しています。

### 意見照会実施結果 (全体概要)

#### ご回答団体数



全1,788団体（うち、47都道府県を含む）中、  
**意見あり** : 40自治体（うち、2県を含む）  
**意見なし・回答未受領** : 1,748自治体  
 （「意見あり」の割合：2.2%）

意見照会の依頼対象7事業者（事業者代表4社とそれ以外の市区町村の担当数上位3事業者）中、  
**意見あり** : 1事業者  
**意見なし・回答未受領** : 6事業者  
 （「意見あり」の割合：14.5%）  
 ※また、自治体経由で2事業者から回答受領

# 意見照会実施結果報告

## 1. 全体概要 (2/3)

全1,788自治体及び対象の7事業者に意見照会依頼しましたが、40自治体及び1事業者より、総計187件のご意見をいただきました。なお、ご意見がない場合は、回答票の連携は不要と依頼しています。

### 意見照会実施結果 (全体概要)

ご意見の受領件数と自治体区分の内訳

意見区分 <sup>1</sup>	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	一般市	町村	事業者	計
機能要件	5	19	12	1	32	0	40	109
帳票詳細要件・ 帳票レイアウト	0	3	9	2	20	0	5	39
その他、標準仕様書の 改版に影響しない ご意見・ご質問	1	3	2	3	13	1	16	39
<b>総計</b>	<b>6</b>	<b>26</b>	<b>23</b>	<b>6</b>	<b>65</b>	<b>1</b>	<b>61</b>	<b>187</b>

1:意見区分「機能要件」は、【回答票②機能要件】と【回答票⑤その他】のうち、機能要件に関するご意見を集計し直している。「帳票詳細要件・帳票レイアウト」は【回答票③帳票詳細要件】、【回答票④帳票レイアウト】と【回答票⑤その他】に、帳票要件関連のご意見を集計し直している。「その他、標準仕様書の改版に影響しないご意見・ご質問」は回答票②～⑤に、標準仕様書の改版に影響しないご意見・ご質問を集計している。

# 意見照会実施結果報告

## 1. 全体概要 (3/3)

重複や標準仕様書の改版に影響しないご意見・ご質問を除き、総計134件の改版に関するご意見を頂きました。うち、今年度の改版案に対するご意見と、法令・通知対応や正誤対応の事項について、対応策についてご確認いただき、改版を確定とします。それ以外のご意見は、内容を精査し、適宜来年度以降に関連機関と連携して改版への対応要否について引き続き検討します。

### 意見照会実施結果 (全体概要)

ご意見の受領件数と意見区分の内訳

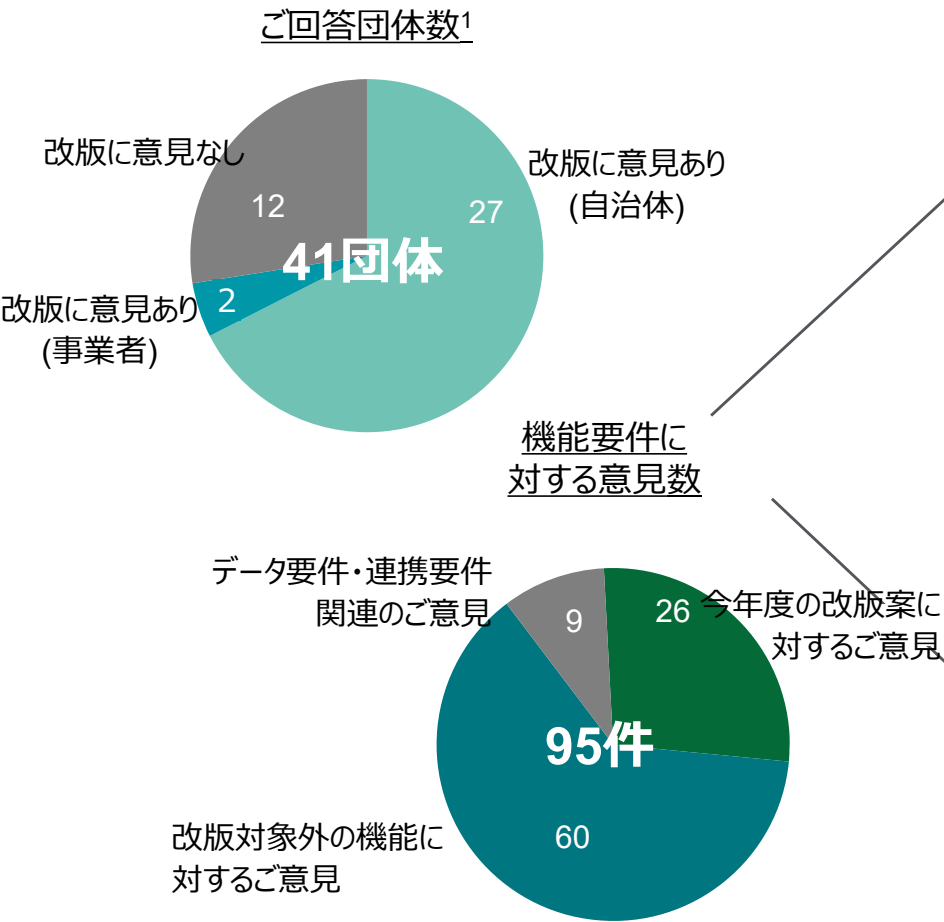
定義書 分類	今年度の改版案に 対するご意見	今年度の改版に取り組む対象 改版対象外の機能・帳票に対するご意見		データ要件・連携要件 に関するご意見		計
		法令・通知対応	正誤対応	機能向上のため		
機能要件	26	2	0	58	9	95
帳票詳細 要件・帳票 レイアウト	1	10	1	27	0	39
総計	27	12	1	85	9	134

# 意見照会実施結果報告

## 2. 詳細：機能要件

回答を頂いた全41団体のうち、29団体より計95件の意見を受領しました。今年度の改版に取り組む対象のうち、26件は改版案に対する、2件は法令・通知対応のご意見でした。本日対策案について確認頂いてから、改版を確定とします。

### 意見照会実施結果（機能要件）



機能要件に対するご意見	
意見の区分	件数
<b>1.今年度の改版案に対するご意見</b>	<b>26</b>
<b>2.改版対象外の機能に対するご意見</b>	<b>60</b>
【法令・通知対応の意見】	2
【機能向上のための意見】	58
a.既存機能に対するご意見	
✓ 既存機能要件の実装区分の変更依頼	30
✓ 既存機能要件・管理項目の追加要望	15
✓ 既存機能要件・管理項目の削除依頼	1
b.新規機能に対するご意見	
✓ 新規機能の追加要望	8
✓ 新規帳票出力機能の追加要望	4
<b>3.データ要件・連携要件関連のご意見</b>	<b>9</b>

1:団体数の集計は、意見なし・未提出の自治体数が多数存在するため、全体を「意見あり」と回答票を連携いただいた自治体・事業者とした

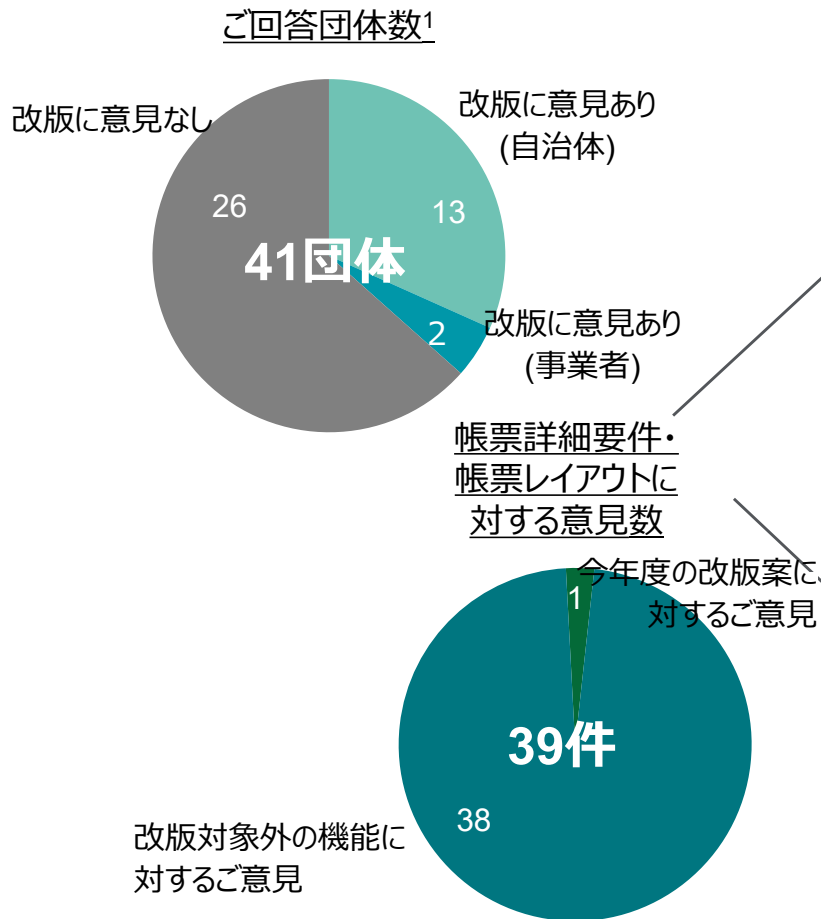


# 意見照会実施結果報告

## 2. 詳細：帳票詳細要件・帳票レイアウト

回答を頂いた全41団体のうち、15団体より計39件の意見を受領しました。今年度の改版に取り組む対象のうち、1件は改版案に対する、10件は法令・通知対応、1件は正誤対応のご意見でした。対策案について確認頂いてから、改版を確定とします。

### 意見照会実施結果（帳票詳細要件・帳票レイアウト）



帳票詳細要件・帳票レイアウトに対するご意見	
意見の区分	件数
<b>1. 今年度の改版案に対するご意見</b>	<b>1</b>
<b>2. 改版対象外の帳票に対するご意見</b>	<b>38</b>
【法令・通知対応の意見】	10
【正誤対応の意見】	1
【機能向上のための意見】	27
a. 既存帳票に対するご意見	
✓ 既存帳票の印字項目の実装区分の変更依頼	2
✓ 既存帳票の一部印字項目・文言の修正・追加・削除依頼	9
✓ 既存帳票の全体レイアウト・印字項目の見直し依頼	15
b. 新規帳票に対するご意見	
✓ 新規帳票の追加要望	1

1: 団体数の集計は、意見なし・未提出の自治体数が多数存在するため、全体を「意見あり」と回答票を連携いただいた自治体・事業者とした

1. 第1回有識者検討会の振り返りと  
第2回有識者検討会の位置づけ
2. 全国意見照会の集計結果まとめ
3. **全国意見照会を受けて、  
標準仕様書の改版への反映状況について**
4. 今年度の改版対象外のご意見について
5. 今後の更なる標準仕様書の精度向上に向けて  
(来年度以降の申し送り事項)

- a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について**
  - 論点1.令和5年度改版予定の申し送り事項**

# 令和5年度改版に反映予定の申し送り事項と改版への対応詳細

令和5年度は、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令・通知に定められた対応要件のみ、標準仕様書の改版に反映しています。また、全国意見照会にて、いくつか意見を頂きましたが、本日修正箇所についてご確認頂いてから、改版を確定とします。

令和5年度の取り扱い方針	該当		申し送り事項	標準仕様書の改版（第2.0版）への対応詳細
<p>■ 令和5年度改版に反映予定</p> <p><b>全国意見照会範囲</b></p>	ツリー図・業務フロー	09.支給停止関係届等	①業務フロー追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務フローの不整合が生じている状態であり、機能追加も不要とベンダ代表者に確認できたため、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の「支給停止通知書等交付」の業務フローの後に「過払金計算」以降のフローを追加した</li> <li>全国意見照会にて、上記改修に対する意見はないが、一般市と政令市の担当者から、関連のご意見を3件いただいた。意見を精査した結果、不整合が生じている状態のため、ご意見の通り、関連箇所を修正した。当該方針について、本日の検討会にて確認し、改版を確定とする</li> </ul>
	機能要件	共通	②自治体規模別の実装区分の精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1.1版は、「中核市」を想定して必要機能を定義しているゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分</li> <li>自治体規模別の実装区分を精査後、第2.0版では計49機能要件の実装区分について精査し、修正内容を反映した</li> <li>全国意見照会にて、福祉事務所未設置町村向けシステムを開発している事業者から、実務に合わせて、関連17件の機能要件の実装区分の改修要望をいただいた。意見内容を精査した結果、今年度の討議した対応方針と一致するため、意見通りに標準仕様書に反映することとした。当該反映方針について、本日の検討会にて確認し、改版を確定とする</li> </ul>
			③「要件の考え方・理由」の追記依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄への記載が多くみられたが、今年度は要望があった事項について、計13機能要件に、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を反映している</li> <li>全国意見照会にて、政令市、中核市の担当者と事業者から、改版した内容のうちの3件「要件の考え方・理由」欄への記載事項について、計5件ご意見をいただいた。意見内容を精査し、こども家庭庁とも法令や実務について確認し、対応方針を作成した。当該対応方針について、本日の検討会にて確認し、改版を確定とする</li> </ul>

# 申し送り事項への対応方針 – 令和5年度改版に反映済項目（1/4）

【凡例】：   全国意見照会にて意見有りの項目

第1回有識者検討会と各分科会を経て、合意した改修方針に基づいて標準仕様書の改版案を作成し、全国意見照会にかけました。そこで発生したご意見を更に反映したため、第2回有識者検討会（本日）を経て改版案を確定とします。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての要件の考え方・理由の記載内容
①	<p><b>【業務フロー追加】</b> 「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次回の改版以降に検討することとした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状、「04.額改定（減員）」、「05.市外転出」、「06.資格喪失」、「12.障害等認定」、「13.現況届」、「18.年齢到達」などに「過払金計算」以降のフローがあるが、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローがない</li> <li>• 原則、不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを計2箇所修正した</li> <li>• <b>全国意見照会にて、上記修正に関する意見はなかったが、下記3件の関連ご意見をいただいた</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般市の担当者から、「19.住記異動管理」と「20.所得再判定」の業務フローの後にも「過払金計算」以降のフローを追加する必要があるというご意見をいただいた</li> <li>✓ 政令市の担当者から、業務フローにおける、過払金計算のマニュアル処理の表記を、実態に合わせてシステム処理に訂正してほしいという意見をいただいた</li> </ul> </li> <li>• 上記意見内容を精査した結果、不整合が生じている状態のため、ご意見の通り、業務フローの関連箇所を修正した</li> </ul>	<p>- (業務フローの改修となるため、「要件の考え方・理由」への追記は不要)</p>

# 申し送り事項への対応方針 – 令和5年度改版に反映済項目（2/4）

【凡例】：■ 全国意見照会にて意見有りの項目

第1回有識者検討会と各分科会を経て、合意した改修方針に基づいて標準仕様書の改版案を作成し、全国意見照会にかけました。そこで発生したご意見を更に反映したため、第2回有識者検討会（本日）を経て改版案を確定とします。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての要件の考え方・理由の記載内容
②	<b>【自治体規模別の実装区分の精査】</b> 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<b>【背景】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1.1版は「中核市」を想定し、必要機能を定義 (ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分)</li> </ul>	-
	a. <b>【都道府県の住基システム連携関連機能の精査】</b> ※計5件 都道府県は住民記録システムおよび住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分の対象外にすべき、との意見を踏まえ実装区分を精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県のシステムでは、住民記録システム、住民税システムとの連携は対象外。従って、これらのシステムのデータを活用する機能は、都道府県では対象外として計11機能要件修正し、全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	<b>【第2.0版】</b> 都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-（対象外）」に変更。
	b. <b>【管理場所関連機能の精査】</b> ※計23件 「管理区によって帳票に印字される問い合わせ先が変わることから、政令市においては管理区（管理場所）情報の管理が必須となるのではないか」、「管理区(管理場所)は指定都市のみ実装オプションの為、他の自治体は実装対象外ではないか」、との意見を踏まえ実装区分を精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>第1.1版は、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある</li> <li>指定都市以外の自治体にも、「管理場所」のマスタ管理機能を導入するかについて、自治体分科会にてニーズをヒアリングし、ベンダ分科会にて実装にあたっての注意事項を確認した結果、計25機能要件修正し、全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	<b>【第2.0版】</b> 検討会で議論した結果、「管理場所」というマスタ管理機能は、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎（実装必須機能）」、都道府県は受給者情報の登録や更新等に関連する機能12件を「◎（実装必須機能）」にし、その他自治体は「○（標準オプション機能）」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。

# 申し送り事項への対応方針 – 令和5年度改版に反映済項目 (3/4)

【凡例】： ■ 全国意見照会にて意見有りの項目

第1回有識者検討会と各分科会を経て、合意した改修方針に基づいて標準仕様書の改版案を作成し、全国意見照会にかけました。そこで発生したご意見を更に反映したため、第2回有識者検討会（本日）を経て改版案を確定とします。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての要件の考え方・理由の記載内容
②	<p>c. <b>【福祉事務所未設置町村の支払関連機能の精査】</b> ※計11件 福祉事務所未設置町村で支払は実施しないため、支払関連の機能要件や、「未支払額」・「過払額」などの管理項目としては「対象外」または「実装オプション」への変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所未設置町村における児童扶養手当業務は、都道府県が代替して支給する</li> <li>福祉事務所未設置町村の支払関連の機能要件や管理項目をすべて「対象外」に計29機能要件修正した</li> <li><b>全国意見照会にて、福祉事務所未設置町村向けシステムを開発している事業者から、上記改版した2機能要件についてご意見をいただいた。また、改版案以外の、その他の福祉事務所未設置町村の支払関連の12機能要件や管理項目も「対象外」にすべきというご意見をいただいた。</b></li> <li><b>意見内容を精査し、今年度の対応方針通りとなるため、ご意見の通り修正した</b></li> </ul>	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、<b>支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-（対象外）」に変更。</b></p>
	<p>d. <b>【福祉事務所未設置町村の現況届関連機能の精査】</b> ※計3件 福祉事務所未設置町村では、現況届の出力が対象外の為、関連する「現況届提出依頼・受付」、「一部支給停止措置案内・適用除外事由受付」等の機能要件を対象外に変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所未設置町村の一部では、現況届の受付を行っている自治体も存在する</li> <li>ゆえに、「現況届提出依頼・受付」は、一律「対象外」とはできないため、「標準オプション」が望ましい</li> <li><b>全国意見照会にて、上記の改版案に対するご意見はないが、上記と同じ事業者から、改版案以外の福祉事務所未設置町村の帳票出力関連の3機能要件も「対象外」にすべきというご意見をいただいた</b></li> <li><b>意見内容を精査し、今年度の対応方針通りとなるため、ご意見の通り修正した</b></li> </ul>	<p>【第2.0版】福祉事務所未設置町村では、<b>現況届などの通知書の出力が対象外のため、実装区分を「-（対象外）」に変更。</b></p>

# 申し送り事項への対応方針 – 令和5年度改版に反映済項目（4/4）

【凡例】：   全国意見照会にて意見有りの項目

第1回有識者検討会と各分科会を経て、合意した改修方針に基づいて標準仕様書の改版案を作成し、全国意見照会にかけました。そこで発生したご意見を更に反映したため、第2回有識者検討会（本日）を経て改版案を確定とします。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての要件の考え方・理由の記載内容
②	e. <b>【その他の個別の自治体規模別機能の精査】</b> ※計8件 その他の8件の個別の自治体規模別機能の精査依頼に対して、ご意見を踏まえ実装区分を精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務に対して、自治体規模ごとに必要業務であるかどうかを「児童扶養手当事務取扱準則」にて確認し、自治体代表にも該当事務手順について確認したうえで、計7機能要件修正し、全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	(p.25～28に詳細を記載)
③	<b>【「要件の考え方・理由」の追記依頼】</b> ※計8件 機能要件の検討経緯や、1.1版で追加された項目の「要件の考え方・理由」の追記依頼等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「要件の考え方・理由」欄への記載については、来年度以降に申し送りいたします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄への記載が多くみられたが、今年度は要望があった事項について計13機能要件に追記した。</li> <li><b>全国意見照会にて、政令市、中核市の担当者と事業者から、上記改版した3要件の「要件の考え方・理由」欄への記載文言に対してご意見をいただいた</b></li> <li><b>意見内容を精査し、対応案について作成したため、本日の検討会にて確認し、対応を確定とする</b></li> </ul>	(p.29～34に詳細を記載)



# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査（1/4）

【凡例】：   全国意見照会にて  
意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
1	02001 39	00.児童 扶養手当 共通	帳票出力 機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当証書受領書」を出力できること</li> <li>■帳票詳細要件 児童扶養手当証書受領書 ■</li> <li>【管理項目】 証書記号番号、受給資格者氏名、備考</li> </ul>	福祉事務所未設置町村のみが必要な帳票の為、他は対象外で良いのではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票の出力を行っているのが、福祉事務所未設置町村か、都道府県と「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて確認をとれたため、都道府県と福祉事務所未設置町村以外は実装区分を「-」と修正している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県又は福祉事務所未設置町村のみが「児童扶養手当証書受領書」を出力するため、都道府県又は福祉事務所未設置町村以外の実装区分を「-（対象外）」に変更。</p>
2					児童扶養手当証書受領書は、児童扶養手当町村事務取扱規則 第二 4 認定通知書等の交付（1）にて都道府県に対して送付するものと定められている。		

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査 (2/4)

【凡例】：  全国意見照会にて意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
3	02002 56	13.現況 届	現況届 提出依 頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況届提出対象者に関する情報を一覧で確認できる機能</li> </ul>	現況届提出対象者によって必要な書類等は異なるため、区で管理するうえで必須ではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>実装類型の考え方に関する質問である</li> <li>「児童扶養手当市等事務取扱準則」に、該当現況届関連の業務が存在すると確認済。なお、準則に記載されているその他の現況届関連機能でも、「標準オプション」となっている要件が複数ある</li> </ul> <p>(標準オプションとは、全自治体に必須機能ではなく、自治体によって実装が望ましい機能である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そのため、現状の「標準オプション」の定義が正しく、特段実装区分の修正が不要</li> </ul>	-
4	02002 57			<ul style="list-style-type: none"> <li>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること (EUC機能が利用できること)</li> </ul> <p>※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと            ※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること            ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること</p>			
5	02004 59	17.統 計・報告	年次報 告書作 成	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができる機能</li> </ul> <p>&lt;集計対象情報(一部)&gt;            年報 様式第3号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について            年報 様式第5号 児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について</p>	様式第3号、第5号、第9号は都道府県での事務で利用するものと想定されますが、都道府県のみが必要な帳票の為、他は対象外ではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告は都道府県のみに必要な帳票のため、都道府県以外は「-(対象外)」と修正している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	【第2.0版】厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告は都道府県のみに必要な帳票のため、都道府県以外の実装区分は「-(対象外)」に変更。

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査 (3/4)

【凡例】：  全国意見照会にて意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
6	02000 07	00.児童 扶養手当 共通	他システム連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること</li> </ul> <p>※1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること</p> <p>※2 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できること</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>都道府県から福祉事務所未設置町村を経由しての情報照会については</p> <p>①都道府県で情報照会用の電文を作成（宛名番号による）</p> <p>②福祉事務所未設置町村側で宛名番号を団体内統合宛名番号への置換という手順を想定しているものと理解している。</p> <p>前述した手順については団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能で十分であるため、福祉事務所未設置町村では、実装オプションで良いのではないかと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘通り、団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能で対応可能で、かつ児童扶養手当システムを実装しない福祉事務所未設置町村も一部あるため、「○（実装オプション）」に修正している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村では当該機能が必須ではないため、実装区分を「○（標準オプション機能）」に変更。</p>
7	02003 42	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。</li> <li>団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。</li> </ul>					

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査 (4/4)

【凡例】：  全国意見照会にて  
意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
8	02003 48	00.児童 扶養手当 共通	他システム連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できる機能</li> <li>取得項目等を表示、出力等できる機能</li> </ul> <p>【対象事務】児童扶養手当の現況届の事前送信</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>上記の要件追加に伴い、都道府県では必須機能で、福祉事務所未設置町村では、実装オプションで良いのではないかと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルぴったりサービスと関連する機能については、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、実装必須機能にする方針だった。なお、その機能を利用するかどうかは、導入の段階で各自治体で判断可能のため、本実装区分は現状のままとしている（都道府県は連携対象外）</li> </ul>	-

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（1/6）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

【凡例】：  全国意見照会にて意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
1	0200108、0200027	00.児童扶養手当共通	一覧管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</li> <li>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること）</li> </ul>	<p>EUC機能による一覧出力に関連する要件について。</p> <p>標準システムにおいては、共通機能のEUC機能とのインターフェースを実装する（もしくは標準システム内に共通機能のEUC機能の要件を満たす機能を実装する）ことをもって要件を満たすものか。</p> <p>共通機能での要件対応について、「要件の考え方・理由」もしくは「備考」欄に詳細を記載すべきか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUC機能と共通機能の関係性について、「要件の考え方・理由」欄に特段記載がないため、他領域の標準仕様の機能要件における「要件の考え方・理由」の記述方法に合わせ、改版に反映しない</li> </ul>	-
2	0200261	13.現況届	現況届受付	<p>児童扶養手当の現況届についての届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p>	<p>他機能要件にも存在するが、管理項目として「添付書類の省略有無、省略した書類名」が定義されている。なお、現況届受付では、「添付書類」も管理項目に定義されている。</p> <p>転入者において、税情報を情報照会する場合、以下の登録を想定している。 添付書類：前住地の所得証明書 添付書類の省略有無：有 省略した書類名：前住地の所得証明書</p> <p>入力する項目が増えるため、「添付書類＋省略有無」もしくは、添付書類を管理項目とせず、「省略した書類名」のどちらかの管理とすべきではないか。 省略した添付書類を管理したいのか、提出が必要となる添付書類を管理し、省略した書類がどの書類かを管理したいのか不明であるため、管理項目の登録例及び管理項目として定義する意図を「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連機能における管理項目の意図について聞いている単純な質問と見られるため、他領域の標準仕様の機能要件における「要件の考え方・理由」の記述方法に合わせ、「要件の考え方・理由」欄に右記を追記している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> <li>別途、データ要件・連携要件に不整合が生じているため、デジタル庁に改修を依頼する</li> </ul>	【第2.0版】本要件は現況届の届出情報について管理する必須機能となり、現状の実務におけるすべての必要情報を管理項目として定義している。

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（2/6）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

【凡例】：   全国意見照会にて意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
3	02001 51	01.新規 認定請求	認定請求 受付	<p>児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等についての情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】 ・請求者情報（氏名、カナ氏名、個人番号、宛名番号、生年月日、性別、<u>受給（資格）者区分（父又は母、養育者、孤児等の養育者）</u>、障害の有無、配偶者の有無、住所、電話番号等</p>	<p>【管理項目】請求者情報にて「受給（資格）者区分（父又は母、養育者、孤児等の養育者）」が定められているが、以下の厚生省児童家庭局企画課長通知にて、受給者が母及び養育者となるパターンが示されている。</p> <p><u>受給（資格）者区分として示された4パターンでは対応できないため、管理項目の内容を見直しを行うか、上記パターンにてどのように管理すべきか、「要件の考え方・理由」欄にて記載すべきか。</u></p> <p>法令 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について 昭和55年7月児企第29号の（問23）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘事項に関する法令を確認したが、「養育者」で登録を行えば問題が生じないため、特段修正は不要</li> <li>機能要件の更なる理解の参考となるよう、「要件の考え方・理由」欄に下記の説明を追記した <ul style="list-style-type: none"> <li>✓【第2.0版】管理項目の請求者情報の「受給（資格）者区分（父又は母、養育者、孤児等の養育者）」は、2つ以上の区分に当てはまるケースも想定される。（例えば、「父かつ養育者」や「母かつ養育者」など。）当該ケースは「養育者」で登録を行う</li> </ul> </li> <li>全国意見照会にて、中核市から、法令上、「父かつ養育者」や「母かつ養育者」は「養育者」と別の定義となるため、既存の受給（資格）者区分では不十分で、「父又は母かつ養育者」という区分を追加してほしいという要望をいただいた</li> <li>上記について、さらなる法令の精査や、ベンダの対応状況について確認が必要となるため、今年度は「要件の考え方・理由」を追記せず、来年度に対応について引き続き検討する</li> </ul>	<p>- (今年度の改版を取り消したため、記載なし)</p>

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（3/6）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

【凡例】：  全国意見照会にて意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
4	02002 04	06.資格 喪失	資格喪失 受付	<p>児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報（届出年月日、届出種別（資格喪失届）、備考）</li> <li>受給資格者情報（氏名、カナ氏名、証書番号、住所、電話番号）</li> <li>資格喪失情報（喪失事由、喪失事由発生年月日）</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p> <p>※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること</p>	<p>「※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること」と記載があるが、上記は認定請求後、認定を決定する時点で児童が死亡していた等の場合に、認定を決定したうえで、認定日より前の喪失処理ができればよいという認識で問題ないか。</p> <p>上記認識で問題ない場合、「要件の考え方・理由」欄に具体例として記載すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「認定日より前の喪失処理」というケースが実務でも発生すると審査官に確認した。なお、指摘事項である、「請求から認定の間に児童が死亡した」場合、自治体の認定処理の段階で、戸籍等により自治体は児童の死亡を知ることとなり、認定の処理には至ることなく、認定を却下するという処理になると想定されるため、該当指摘ケースはあまり想定し得ない</li> <li>標準仕様書は、設計上の幅を持たせるため、現在のレベルで定義されており、機能要件の詳細化は行うべきではないと考えるため、特段修正は不要</li> <li>機能要件の更なる理解の参考となるよう、「要件の考え方・理由」欄に右記を追記している</li> <li><b>全国意見照会にて、上記の「資格喪失処理」における「要件の考え方・理由」への記載に対して、政令市の担当者と事業者から、「認定取消」、「認定却下」に関するご意見をいただいたため、原案の通りとして、標準仕様書の改版を確定する</b></li> </ul>	<p>【第2.0版】「※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること」について、自治体によって異なるが、月次で認定処理を行う場合、認定日は月末日となる。認定日は必ず月末日となるが、認定した後ケースによって資格喪失処理が必要になることがある。（例えば、実は認定日より前から事実婚状態であるなど）。その場合には、認定日より前に資格喪失処理を行えること。</p>

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（4/6）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

【凡例】：  全国意見照会にて意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
5	02002 30	09.支給 停止関係 届	支給停止 関係届受 付	<p>児童扶養手当の支給停止関係（発生・消滅・変更）届、被災状況届、についての届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】 ・請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報</p>	<p>管理項目として、扶養義務者（所得のある児童を含む）との記載がありますが、一方で機能ID：0200232では「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」とある。上記法令に従い、所得の有無に関わらず、所得のない児童も含め、扶養義務者として登録を行う必要があるものと解釈している。</p> <p>所得のない児童は、扶養義務者として登録の必要があるか「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理項目としては、「扶養義務者（所得のある児童を含む）」と記載しているが、「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」と同義のため、特段修正は不要</li> <li>機能要件の更なる理解の参考となるよう、「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」と記載がある機能ID：0200157、0200175、0200232に「要件の考え方・理由」欄に右記を追記している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	<p>【第2.0版】機能要件に記載している「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」は、管理項目としては、「扶養義務者（所得のある児童を含む）」と記載している。</p>
	02002 32	09.支給 停止関係 届	支給停止 関係届受 付	<p>受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること</p> <p>※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること ※2 世帯全員の所得情報が管理できること</p>			
6	02001 73	02.市外 転入	転出元受 給者台帳 取得	<p>受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る情報を、登録、修正、削除、照会できる機能</p>	<p>移管された受給者台帳の情報を管理する機能要件が必要なのか</p> <p>※例えば、支払情報は転入後の自治体では特に利用しないと想定される。必要となる場合、その要件の目的を定義する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当市等事務取扱準則」にて、業務に必要な機能であると確認済</li> <li>機能要件の更なる理解の参考となるよう、「要件の考え方・理由」欄に右記を改版に反映している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	<p>【第2.0版】受給資格者が転出する際に、変更後の住所地の市等の担当者が、変更前の都道府県又は市等に対して当該受給資格者の受給資格者台帳の写しの送付を求める業務があるため、当該機能を定義している。</p>



# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（5/6）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

【凡例】：  全国意見照会にて意見有りの項目

#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
7	02000 69	00.児童 扶養手当 共通	データ管 理機能	提出書類に不備があった場合、 対象書類を登録、修正、削除、 照会できる機能  【管理項目】 不備書類情報	不備書類情報の管理について、以下のどの パターンを想定して記載されているのか。  ①添付書類を管理し、添付書類の中で不 備書類がどれなのかを管理する事務を想定 した要件 ②不備書類のみ管理する事務を想定した 要件 ③不備書類及び提出済みを管理（不備 書類が何だったのかをデータとして残し続け る）を管理する事務を想定した要件  上記により、管理方法が異なるため、「要件 の考え方・理由」欄にどのような事務処理を 想定し、要件として定義しているのか、記載 すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部のベンダが標準仕様書の機能について、さらなる具体化を要望</li> <li>標準仕様書は、設計上の幅を持たせるため、現在のレベルで定義されており、機能要件の詳細化は行うべきではないと考える</li> <li>機能要件の更なる理解の参考となるよう、「要件の考え方・理由」欄に右記を追記している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する</li> </ul>	【第2.0版】当該機能は、業務において不備書類の情報を把握する機能であり、実務に応じた仕様とする。
8	02001 56	01.新規 認定請求	認定審査	請求内容を認定する場合、以下の 情報を登録、修正、削除、照 会できる機能  【管理項目】 対象児童の年齢到達日  ※2 対象児童の生年月日から、 年齢到達日及び非該当予定年 月日を自動で算出できること	「※2 対象児童の生年月日から、年齢到 達日及び非該当予定年月日を自動で算 出できること」と定義されているが、非該当 予定年月日は18歳到達年度末もしくは20 歳の誕生日の前日が設定されるものと想定 して問題ないか。  「機能ID：0200254」にも管理項目として 定義されており、非該当予定年月日に設 定される日付は、有期認定や在留期間を 考慮し設定すべきか判断できないため、「要 件の考え方・理由」欄に記載すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部のベンダが標準仕様書の機能について、さらなる具体化を要望</li> <li>機能要件の更なる理解の参考となるよう、非該当予定年月日について、ほかの機能要件と平仄を合わせ、「要件の考え方・理由」欄に追記した</li> <li>全国意見照会にて、上記追記内容について、政令市の担当者と事業者から、「扶養親族でない児童」と限定した記述は不要とご意見をいただいた</li> <li>意見内容を精査した結果、指摘通りとなるため、関連機能要件の当該文言を削除し、右記のように記載平仄を合わせる</li> </ul>	【第2.0版】「※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること」について、非該当予定年月日は、児童は18歳に達する日以後の最初の4月1日、又は障害の状態にある児童は20歳到達日を指す。

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（6/6）

## 指摘事項について、既に標準仕様書に定義されているため、改版に影響しない項目

【凡例】：   全国意見照会にて意見有りの項目

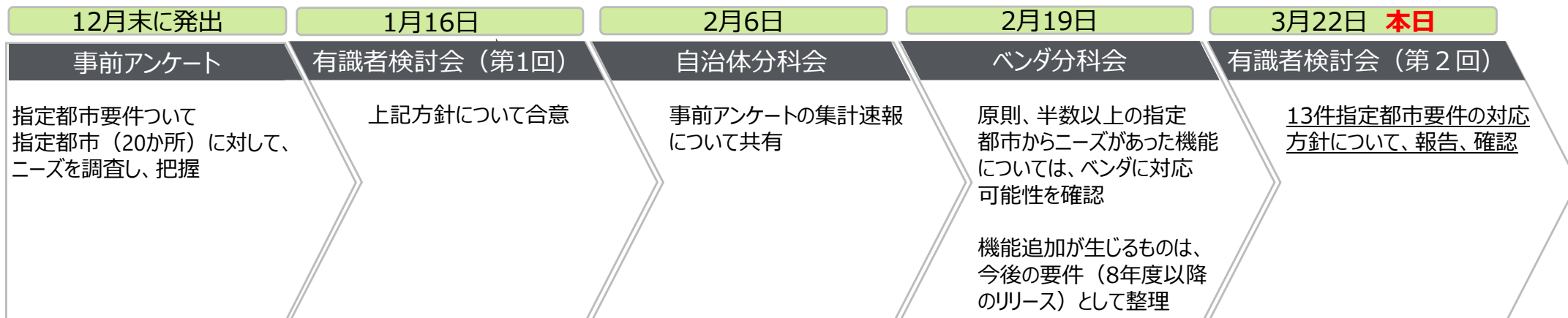
#	機能ID	事務名 (レベル 1)	事務名 (レベル 2)	対象機能	検討事項	標準仕様書の改版への対応方針	改版にあたっての 要件の考え方・理由の記載内容
1	02001 35	00.児童 扶養手当 共通	帳票出力 機能	<p>「児童扶養手当証書」を出力できる機能</p> <p>※ 1 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力しないこと</p> <p>■ 帳票詳細要件 児童扶養手当証書 ■</p> <p>【管理項目】 証書交付年月日</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>【実装区分の凡例】の「-（対象外）」について、これは実装されていると、「標準化対象外」と評価されてしまうのか。運用上使用しないが、実装されていても標準化のシステムとしては問題がないという認識で良いか。</p> <p>又は、「-（対象外）」とは、「×（実装不可機能）」と同義なのか。</p> <p>上記を「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「-（対象外）」について、標準仕様書に「実装不可」と既に定義されているため、当該要望に対応する必要がないため、修正はしていない</li> </ul>	-

- a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について**
  - 論点2.「成案」再検討見直し指定都市要件**

## 論点2.指定都市要件の取り扱い方針（事務局案）

令和5年度（2024年3月）までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定です。

令和5年度の取り扱い方針	指定都市要件	対応詳細
<p>■ 令和5年度にニーズを確認し、判定区分が「成案」となった要件のみ、今年度の改版に反映</p> <p>※2/2（金）にデジタル庁から指摘を受け、検討会方針から変更</p> <p><b>今年度の検討範囲</b></p>	<p>令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該要件は令和4年度の指定都市要件として起票されたが、指定都市と事業者に当該機能要件の必要性について最終確認を求めた結果、「要件見直しの要望が少ない」や「各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダの実装を勘案し対応なし」などの理由で、令和5年度の「再検討」事項と見直した</li> <li>該当13件要望について、自治体分科会事前アンケートにて、指定都市20か所の実装要望を確認した。「過半数の指定都市から実装要望があり」、かつ「この機能がないと、業務に支障をきたす」と2指定都市以上から回答がある案件を、「重要度高」として評価し、該当3案件について、引き続き今年度に継続検討した。ベンダ分科会にて実装可能性について確認したところ、<b>1件を「成案」とし、2件を「不採用」と区分した</b>。「不採用」となった理由として、<u>一意実装について定義可能な仕様ではない、かつ、代替可能な標準仕様があるため、とベンダから挙げられている</u></li> <li>その他の10件のご要望について、指定都市要件の整理上一旦「不採用」として区分するが、うち、ニーズが高い3件要件（過半数ではないが、8自治体以上から実装要望あり）については、来年度以降の申し送り事項にする</li> </ul>



## 「成案」再検討見直し指定都市要件

1件帳票レイアウト変更に関する修正案について、「成案」となり、今年度の標準仕様書への改版に反映しました。また、全国意見照会にて特段意見がなかったため、改版を確定とします。

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	ベンダ事前ヒアリング結果・分科会討議結果	取り扱い方針
1	児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の余白部分に「令和〇年度現況」もしくは「令和〇年〇月経過月」と記載する。	<ul style="list-style-type: none"><li>ベンダへの事前ヒアリングにて、「対応可能」と4社に回答いただいている。また、既にシステムの仕様として独自で印字をしているベンダもいる。</li><li>そのため、指定都市要件として「成案」として、今年度改版に反映する。</li></ul>	今年度の標準仕様書の改版で対応し、全国意見照会にて特段意見がなかったため、改版を確定とする

**a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について**  
**- 論点3.振り仮名法制化への対応**

# 論点3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版対応について

【凡例】：      全国意見照会にて意見有りの項目

振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版方針は以下の通りとなり、本日の確認を経て改版を確定とします。

## 【標準仕様書の改版への対応】

1.「フリガナ」に関する表記を下記二つに使い分ける

- 「振り仮名」： **日本人氏名における振り仮名**を指す
- 「フリガナ」： **旧氏並びに外国人氏名及び通称名**を指す

機能要件

「受給資格者氏名／死亡した受給資格者情報（カナ）／（新・旧カナ氏名）」、「請求者／請求者（である児童）情報（カナ氏名）」、「支給対象児童情報（新・旧カナ氏名）」、「父・母のカナ氏名」、「有期対象者（カナ氏名）」、「届出者情報（カナ氏名）」、「転入届情報（カナ氏名）」などの表記を一様に「**○○氏名（振り仮名（フリガナ））**」と修正

帳票詳細要件／帳票レイアウト

「（ふりがな）」、「カナ氏名」などの表記を一様に「**○○氏名（振り仮名（フリガナ））**」と修正

2. 機能要件において「**加害者**」と表記している業務については、「**支援措置対象者の相手方**」と修正

※分科会開催後、デジタル庁のご意見より本対応を追加

標準仕様書への改版対応なし

（児童扶養手当の機能要件に、「加害者」と表記している業務がない。また、「被害者」について、既に、「支援措置対象者」と表記となっている

## 【全国意見照会の結果】

上記方針通り、標準仕様書の改版案を全国意見照会にあげたところ、政令市の担当者より、予定している改版箇所のうち、「**口座名義人（カナ）**」はあくまで**口座名義のか（全銀フォーマット用の項目）**のため、**振り仮名法制化の対象外ではないか**とのご意見をいただきました。内容について精査し、総務省とも確認した上、指摘通りに修正対象外としました。それ以外の修正箇所に対するご意見がないため、本日の確認を経て、改版を確定とします。

# 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定箇所一覧

#	改定対象標準仕様書	改定方針	改定対象機能要件/帳票名	改版にあたっての要件の考え方・理由の記載内容
1	別紙2_機能要件	「受給資格者氏名／死亡した受給資格者情報（カナ）／（新・旧カナ氏名）」、「請求者／請求者（である児童）情報（カナ氏名）」、「支給対象児童情報（新・旧カナ氏名）」、「父・母のカナ氏名」、「有期対象者（カナ氏名）」、「届出者情報（カナ氏名）」、「転入届情報（カナ氏名）」などの表記を一律に「○○氏名（振り仮名（フリガナ））」と修正	<機能ID> 0200057 0200058 0200059 0200093 0200102 0200151 0200166 0200173 0200400 0200179 0200188 0200195 0200204 0200210 0200222 0200230 0200239 0200251 0200252 0200253 0200261 0200278	【第2.0版】振り仮名法制化（2023年6月9日公布）により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名（日本人氏名における振り仮名）」と「フリガナ（旧氏並びに外国人氏名及び通称名）」の二つに使い分ける。  （備考に下記適合基準日に関する説明を記載） 振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。
2	別紙4-1_帳票詳細要件（統計・報告を除く）	帳票詳細要件／帳票レイアウト：「（ふりがな）」、「カナ氏名」などの表記を一律に「○○氏名の振り仮名」と修正	児童扶養手当受給資格者台帳	-
			児童扶養手当受給資格者名簿	-
			児童扶養手当住所変更（転出・転入）・金融機関変更届	-
			児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	-
3	別紙5-1_帳票レイアウト（統計・報告を除く）		児童扶養手当受給資格者台帳	-
			児童扶養手当受給資格者名簿	-
			児童扶養手当住所変更（転出・転入）・金融機関変更届	-
			児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	-



**a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について**  
**- 論点4.令和5年度領域間の整合作業**

## 論点4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有

順次、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応や、地方自治体、事業者から寄せられたご意見における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、修正を行いました。

- 共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様（総論、各論）の改版内容を精査し、またデジタル庁から示された標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方に基づいて改版したところ、全国意見照会にて、特段関連のご意見がなかった。そのため、児童扶養手当標準仕様書の改版（2.0版）の変更箇所に伴い、（各論）「児童扶養手当\_基本データリスト【第3.1版】」と「児童扶養手当\_機能別連携仕様【第3.1版】」が3/22（金）からの全国意見照会を経て、4/30（火）に確定する予定となっている

### ■ 改版スケジュール

- ✓ 3/22（金）児童扶養手当データ要件・連携要件【第3.1版】改定案 全国意見照会開始
  - ✓ 3/29（金）児童扶養手当標準仕様書【第2.0版】確定案 公表予定
  - ✓ 4/10（水）児童扶養手当データ要件・連携要件【第3.1版】改定案 全国意見照会終了
  - ✓ 4/30（火）児童扶養手当データ要件・連携要件【第3.1版】確定案 公表予定
- また、地方自治体、事業者から寄せられたご意見について適宜対応し、関連する標準仕様書における要修正箇所を特定し、改定を行った。
    - PMOツール等で、誤記・不整合や、「要件の考え方・理由」の追加依頼のご連絡があったものについて対応した。全国意見照会にて、特段改版に関する意見がなかったため、確定とする
      - － 児童扶養手当の機能要件の「0200004」について、都道府県は連携必須「◎」になっているが、障害者福祉システムにおいて都道府県は、標準化対象外のため、連携必須「◎」から標準オプション機能「○」に修正
      - － 帳票詳細要件の日付項目の定義が曖昧というご指摘に対しまして、「要件の考え方・理由」の帳票要件詳細の「備考」に、以前から定義されている基本方針を追記
    - 令和5年度検討会開催期間中、ベンダ代表者からいくつかの要望・意見が挙がったため、事務局にてそれぞれの詳細を調査し、対応策を検討した。対応内容について、本日の確認を経て改版を確定とする（次ページ以降）

# 令和5年度検討会開催期間中、ベンダ代表者から寄せられたご意見への対応（1/2）

【凡例】：   全国意見照会にて意見有りの項目

令和5年度ベンダ代表者からいくつかの要望・意見が挙がったため、事務局にてそれぞれの詳細を調査し、対応策を検討しました。第2回有識者検討会（本日）を経て標準仕様書への改版を確定します。

- ベンダ分科会にて、ベンダ代表者より、**合計5つの指定都市要件として定義した要件について、指定都市以外の一般市等にも適用してほしい**というご依頼があった。それぞれの内容を精査し、対応について検討した。本日の確認を経て、改版を確定とする
  - ・ 下記3つの機能について、改版となる根拠（実務の精査と実装可能性の確認）を精査できたため、改版案を作成し、全国意見照会に挙げた。その結果、特段ご意見がなかったため、改版を確定とする。

#	機能ID	対象機能	第2.0版標準仕様書への改版方針
1	0200374	宛名番号付替処理に関し、対象者の宛名番号付替処理を行い、台帳データを更新できること	都道府県以外は、宛名番号に係る機能があることを既存の機能要件から確認できたため、 <b>都道府県以外は「標準オプション（○）」として修正</b> している。
2	0200375	メモ情報を登録、修正、削除、照会できること	明らかに他自治体でも必要となる機能であり、かつ、ベンダ分科会にて、ベンダ代表者3社から追加賛成をいただいているため、 <b>指定都市以外も「標準オプション（○）」として修正</b> している。
3	0200383	「児童扶養手当証書等の交付について」を出力できること  現況年度更新、年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を郵送交付するため「児童扶養手当証書の交付について」を一括作成できること	元々申し送り事項の機能追加要件として追加すべきかについて討議していたが、当該要望はすでに指定都市要件として定められており、特段新たに機能追加することはなく、指定都市以外の自治体の実装区分の修正のみで対応可能と分かった。また、自治体のニーズが高い、かつベンダが対応可能とのことから、令和5年度の標準仕様書の改版に、 <b>指定都市以外にも、「標準オプション（○）」に変更</b> した。

- ・ 下記2つの機能について、改版となる根拠が不足のため、全国意見照会に挙げなかったが、全国意見照会経由で、自治体担当者や、事業者より、同様な要望が来ているため、今年の改版に反映する予定。改版に反映して問題ないかについてご確認いただきたい。

#	機能ID	対象機能	第2.0版標準仕様書への改版方針
4	0200391	児童扶養手当の支給額を計算（シミュレーション）を個別に実施できること	一般市の担当者とは別の事業者より、同一要望が意見照会経由であり、ニーズが高いことが分かったため、 <b>指定都市以外の自治体にも、「標準オプション（○）」に変更</b> する。
5	0200358	手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること ※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外  【管理項目】所得情報、所得内訳、分離・総合課税、所得加算情報（非課税公的年金等収入額、養育費、16-19控除対象扶養親族申立書、障害、特別障害、医療費、小規模共済等掛金、控除対象配偶者、その他控除情報）	全国意見照会にて、4つの自治体担当者（一般市3か所、中核市1か所）から、「児童扶養手当額を算定する所得は <b>児童扶養手当法施行令第4条、第6条の7</b> に規定のとおりであり、管理項目の記載事項は指定都市以外の他団体でも必要な機能と考えられるため、現状の『対象外（-）』から『実装必須機能（◎）』としてよいと考える」というご意見をいただいた。  内容を精査し、指摘通りで該当管理項目は法令で定められているため、 <b>政令市・中核市・一般市における実装区分を「実装必須機能（◎）」に変更</b> する。  <b>市等の業務担当と異なるため、都道府県と福祉事務所未設置町村における実装区分は「標準オプション（○）」に変更</b> する。

# 令和5年度検討会開催期間中、ベンダ代表者から寄せられたご意見への対応（2/2）

【凡例】：   全国意見照会にて意見有りの項目

## 令和5年度ベンダ代表者からいくつかの要望・意見が挙がったため、事務局にてそれぞれの詳細を調査し、対応策を検討しました。第2回有識者検討会（本日）を経て標準仕様書への改版を確定します。

- そのほか、同じくベンダ分科会にて、ベンダ代表者より、「機能ID0200459について、様式第3号、第5号、第9号は都道府県での事務で利用するものと想定されるが、都道府県のみが必要な帳票の為、他は対象外ではないか」というご意見をいただいた。
  - 内容を精査し、指摘通りとなるため、**都道府県以外の実装区分を「-（対象外）」に修正**している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する。
- また、アクセスログに関する機能要件に対するご意見もいただいた：「操作権限設定や管理に関する機能について、横並び調整方針に定められている機能要件があるが、機能ID:0200146のアクセスログ管理機能については、児童扶養手当システムが独自に詳細定義している。横並び調整方針として定められている機能よりも詳細であるアクセスログ管理の機能について、横並び調整方針と差異は発生して問題ないのか」。
  - 詳細を確認したところ、機能ID:0200147、0200148は最低限必要な機能として横並び調整方針に記載されており、かつ住民記録システムにてもアクセスログ管理の機能について、詳細定義をしている。そのため、児童扶養手当システムとして、機能ID:0200146のアクセスログ管理機能を標準仕様で定めることは問題ないと認識しており、**特段修正は行わないことにした**。
  - なお、一部実装が難しい要件（画面ハードコピー等）もあるため、来年度以降に実態に合わせて要件を精査する予定。
- 検討会開催期間中、下記データ要件・連携要件に対するご要望もいただいた。デジタル庁と連携して対応方針について検討している。

No.	検討事項	対応方針
1	<p>支給対象児童が受給者に扶養されていることが確認できる必要があり、<b>連携IFでいうところの個人住民税の扶養情報[010o009]が必要</b>。</p> <p>この情報が確認できない場合、児童の所得情報が不明となり、新規認定時、現況届事務にて膨大な扶養確認作業が発生する。連携標準仕様への追加できないか。</p>	<p>内容を精査したところ、原則、児童扶養手当の標準仕様書とデータ要件・連携要件に不整合が生じていることが分かった。<b>機能要件の記載は特段変更せず、デジタル庁にデータ要件・連携要件の修正を依頼する予定</b>。</p> <p>具体的には、以下15項目を児童扶養手当システムの基本データリストに追加し、また、住民税システムと児童扶養手当システムの機能別連携仕様を修正いただく（住民税システム側の市区町村コード、課税年度、被扶養者_宛名番号、扶養者_宛名番号、被扶養者履歴番号、最新フラグ、指定都市_行政区等コード、扶養関係区分、専従区分、障害区分、扶養区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻）</p>
2	<p>児童扶養手当の所得の判定では、限度額の計算に「<b>16歳以上19歳未満扶養親族数</b>」（旧特定扶養の人数）が必要になるため、住民税の連携要件に項目として追加できないか。</p>	<p>同一要望について、全国意見照会経由でも、複数の自治体から法令対応を根拠をしたご意見が挙がっている。デジタル庁に問い合わせたところ、総務省とも相談したうえ、「16歳-19歳の被扶養者」情報が必要な各業務システムにおいて、生年月日及び扶養控除対象区分の情報により判断可能とのことだった。以下の情報連携により実現できないかをデジタル庁と連携して検討している。<b>当該連携が可能な場合、来年度以降にデータ要件・連携要件への改版を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 扶養控除対象区分→010o009を追加して個人住民税より連携</li> <li>• 生年月日→住登者：住民記録システムから連携。住登外者：住登外宛名情報を税共通から連携</li> </ul>

**b.全国意見照会にて、法令・通知対応や正誤対応で  
今年度の改版に反映するご意見**

# 今年度に反映予定の法令・通知対応のご意見\_機能要件

全国意見照会にて、以下の2つの機能要件について、法令・通知で定められている項目であるため、全自治体の実装区分を「実装必須機能（◎）」に変更すべきというご意見をいただきました。下記の対応で問題ないかについてご確認をお願いします。

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	ご意見	今年度の取り扱い方針
1	0200361	00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能	外国人の場合、本名、通称名、英字名のいずれを優先利用するか の氏名優先フラグの登録、修正、削除、照会できること  ※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	一般市の担当者から、「平成24年6月21日 雇児福発0621第1号」には、『氏名は、本名により管理すること』と記載されている。通称名を優先している外国人が多く、氏名優先フラグの登録、修正、削除、照会是他団体でも必要な機能と考えられることから、 <u>現状の『標準オプション（○）』から『実装必須機能（◎）』としてよいと考える</u> というご意見をいただきました。	記載いただいた法律条文を確認したところ、業務に必要となる管理項目であることが分かったが、「氏名優先フラグ」は連携元である住民記録システムにおいて実装任意の「標準オプション（○）」となっているため、児童扶養手当システム側も現状維持とします。
2	0200430	10.公的年金併給認定	公的年金併給受付	児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】・公的年金情報（公的年金等受給開始（変更、消滅）年月、本人・児童・加算対象児童の別、年金等受給該当区分（法第13条の2第1項該当、法第13条の2第2項、法第13条の2第3項）、公的年金の受給状況（受けることができる、支給停止、受けることができない）・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、遺族補償の受給状況（受けることができる、支給停止、受けることができない）・種類・年額、障害基礎年金等の受給状況（受けることができる、支給停止、受けることができない）・種類・年額）  ※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※ 2 届出種別によって入力可能な項目を制御できること	2つの一般市の担当者から、「令和5年4月21日 こ支家第43号 児童扶養手当給付費の国庫負担について」に基づいた下記ご意見をいただきました。  国庫負担金の交付申請や実績報告において、 <u>法第13条の2</u> に該当する者の報告が必要であり、 <u>他団体でも必要な機能と考えられることから、現状の『標準オプション（○）』から『実装必須機能（◎）』としてよいと考える。</u>	記載いただいた法律条文を確認したところ、業務に必要となる管理項目であることが分かったため、 <u>全ての自治体の実装区分を「◎（実装必須機能）」に変更</u> します。  なお、一部システムが導入されていない福祉事務所未設置町村もあるため、 <u>福祉事務所未設置町村における実装区分は「標準オプション（○）」に現状維持</u> します。

## 今年度に反映予定の法令・通知対応のご意見\_帳票詳細要件（1/2）

全国意見照会にて、以下の4つの帳票詳細について、法令・通知で定められている項目であるため、関連文言の追加印字・修正をすべきというご意見をいただきました。意見通りの対応で問題ないかについてご確認をお願いします。

#	事務名 (レベル1)	帳票名	対象要件	ご意見	今年度の取り扱い方針
1	13.現況届	児童扶養手当現況届案内	印字項目・文言	<p>特別区の担当者から、「<b>子ども家庭庁通達令和6年1月17日発こ支家第24号『児童扶養手当の現況届等について』の一部改正について</b>」を根拠とし、下記ご意見をいただいた。</p> <p>上記の通達にて、「児童扶養手当の現況届については、対面による手続きのほか、地方自治体の判断により、ひとり親の負担や地域の状況等を考慮し、郵送やオンラインによる手続きを行うことは差し支えありません」と技術的な助言がありました。</p> <p>これを踏まえて、当区では郵送やオンラインでの提出する環境を構築している次第です。</p> <p>しかし、<b>仕様書の帳票レイアウトでは、窓口に来庁して提出することを前提として設計されているため、標準レイアウトで運用した際、住民が混乱することが容易に想像できます。つきましては、上記の通達と足並み揃えた、標準レイアウトの見直しをご検討ください。</b></p> <p>(具体案) 項目名：「来場場所」を「提出先」に名称変更 項目名：「持参するもの」は不要または「窓口提出時に持参するもの」に名称変更</p>	<p>現況届のレイアウト全体に関して、郵送やオンラインといった提出形式の変更により、レイアウトを見直してほしいというご意見のため、次回の改版以降、現況届のレイアウトの全体的な見直しや、デジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議することとします。</p> <p>なお、レイアウトの全体的な見直しの前に、<b>地方分権の関係で対応する措置として、具体案で上げていた項目名や記述文言を郵送やオンラインといった提出形式の変更に合わせて修正</b>することは今年度の改版に反映します。</p>
2	06.資格喪失	児童扶養手当資格喪失通知書	受給資格がなくなった理由	<p>一般市の担当者から、「<b>令和6年3月5日発出のこ支家第118号</b>」により、『受給者の申し出による資格喪失』が可能となったため、「<b>児童扶養手当資格喪失届</b>」の裏面の『<b>ワ 辞退届が提出された。</b>』の印字を追加すべき」というご意見をいただきました。</p>	<p>ご意見にある、「児童扶養手当資格喪失届」の仕様は法令で定められているため、文言の改修対応ができません。</p> <p>該当通知の対応として、代わりに、「児童扶養手当資格喪失通知書」の帳票詳細要件の「<b>受給資格がなくなった理由</b>」のところ、「<b>・受給資格者本人から辞退したい旨の申し出が書面により提出されたため</b>」という印字項目を追加します。</p>

## 今年度に反映予定の法令・通知対応のご意見\_帳票詳細要件 (2/2)

全国意見照会にて、以下の4つの帳票詳細について、法令・通知で定められている項目であるため、関連文言の追加印字・修正をすべきというご意見をいただきました。意見通りの対応で問題ないかについてご確認をお願いします。

#	事務名 (レベル1)	帳票名	対象要件	ご意見	今年度の取り扱い方針
3	13.現況届	児童扶養手当現況届案内	必ず提出していただく書類の詳細要件： 「前住地の所得証明書、児童の世帯全員の住民票（続柄記載）、別居監護申立書と証明書、年金証書の写し、児童の父又は母の身体障害者手帳の写し、該当者の世帯全員の住民票等、児童の戸籍もしくはは監護申立書・証明書、監護申立書・証明書、養育費等に関する申立書、受給資格者の申立書」から選択し、印字	政令市の担当者から、「 <b>児童扶養手当施行規則第4条</b> により、下線部の印字項目を追記すべき」というご意見をいただきました。  「前住地の所得証明書、児童の世帯全員の住民票（続柄記載）、別居監護申立書と証明書、年金証書の写し、児童の父又は母の身体障害者手帳の写し、該当者の世帯全員の住民票等、児童の戸籍もしくはは監護申立書・証明書、監護申立書・証明書、養育費等に関する申立書、受給資格者の申立書、 <b>住所要件に関する申立書・住民票の写し、養育申立書・証明書、生死不明証明書、遺棄申立書・調書、拘禁証明書</b> 」から選択し、印字	記載いただいた法律条文を確認したところ、現況の届出において、「生死不明証明書、遺棄申立書・調書、拘禁証明書」の3書類が必要となることが分かりました。そのため、「 <b>児童扶養手当現況届案内</b> 」における帳票項目に「 <b>生死不明証明書、遺棄申立書・証明、拘禁の証明書</b> 」を追加します。  なお、別途改修要望のある「住所要件に関する申立書・住民票の写し、養育申立書・証明書」については、すでに定められている「児童の世帯全員の住民票（続柄記載）、養育費等に関する申立書」にて、同規則第4条条文に定められている内容を満たしているため、追加しません。
4	01.新規認定請求、 03.額改定請求（増員）、 06.資格喪失、 09.支給停止関係届	児童扶養手当認定通知書、 児童扶養手当認定請求却下通知書、 児童扶養手当額改定通知書、 児童扶養手当額改定却下通知書、 児童扶養手当資格喪失通知書、 児童扶養手当支給停止通知書、 児童扶養手当支給停止解除通知書	項目・文言追加（余白箇所への追加）	一般市の担当者から、「 <b>認定処理は行政処分</b> であることを根拠として、 <b>該当帳票の右上に、「指令番号欄と行政処分日欄の追加を希望します。」</b> というご意見をいただきました。	こども家庭庁に確認したところ、一部の自治体では、日付や文書番号を帳票の右上に記載しているため、 <b>標準オプションとして、指令番号欄と行政処分日欄を追加</b> します。



## 今年度に反映予定の正誤対応のご意見\_帳票詳細要件

全国意見照会にて、以下の1つの帳票詳細について、誤記等により修正の必要があるというご意見をいただきました。指摘通りとなるため、今年度の改版に反映します。

#	事務名 (レベル1)	帳票名	対象要件	ご意見	今年度の取り扱い方針
1	22.手当額改定	児童扶養手当額変更のお知らせ	項目名・文言変更	一般市の担当者から、「24注記文について『 <u>児童物価制</u> 』とは『 <u>自動物価スライド制</u> 』の認識で誤りはないか。」というご意見をいただきました。	こども家庭庁に確認し、「児童物価」という表記は誤りのため、指摘通りに「自動物価スライド制」に修正します。

1. 第1回有識者検討会の振り返りと  
第2回有識者検討会の位置づけ
2. 全国意見照会の集計結果まとめ
3. 全国意見照会を受けて、  
標準仕様書の改版への反映状況について
- 4. 今年度の改版対象外のご意見について**
5. 今後の更なる標準仕様書の精度向上に向けて  
(来年度以降の申し送り事項)

## **a.令和5年度ニーズのみ確認する申し送り事項の討議結果**

# 申し送り事項への対応方針 ーニーズ確認のみ実施予定

今年度の標準仕様書の改版対象外となりますが、引き続き検討を進めていく必要があると理解しています。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	令和5年度の討議結果
⑤	<p><b>【帳票追加検討】</b> 帳票の追加要望に対する対応を検討する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票レイアウトについては、関係府省及び原課と連携しながら継続的に検討します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令で定められていない（機能向上のための）帳票機能の修正、追加は原則、来年度以降対応とする</li> <li>機能向上のための帳票機能の修正、追加であるため、原則、来年度以降対応とする</li> <li>但し、改定のニーズが高いものや改定しやすいものが存在する意見であると想定されるため、自治体にニーズを確認し、対応可能性をベンダに確認した</li> <li>自治体分科会事前アンケートにて、令和3～5年度の検討会自治体代表に実装要望について確認したが、「重要度高」かつ「ニーズ高」7件のご要望について、継続案件として、引き続きベンダ分科会で討議を行った。その結果、 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 4件支払・過払関連帳票機能の追加実装要望のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2件は実装任意の標準オプションとして、来年度以降に詳細化していくと決定した</li> <li>✓ 1件の帳票出力要望は来年度詳細を確認してから再判断となった</li> <li>✓ 1件は実装区分の変更で、今年度の改版に反映した（前章にて説明済）</li> </ul> </li> <li>□ 3件現況届の帳票レイアウト変更要望について、令和6年度以降に、現況届の全体レイアウトの見直しや、デジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議の参考材料としてことも家庭庁内で扱うことにした</li> </ul> </li> <li>「ニーズ高」のみの8要件は来年度以降の申し送り事項にし、それ以外は検討会の検討対象から外すこととした</li> </ul>
a.	<p><b>【機能向上のための新規帳票機能追加要望】</b> ※計11件</p> <p><b>【意見照会において要望を受けた帳票】</b> 児童扶養手当証書の送付について、決裁用所得情報、児童扶養手当認定取消通知書、児童扶養手当受給等証明書、返還金額算出表、債務承認書の送付について、児童扶養手当返還金請求通知書、児童扶養手当分割納付額決定通知書、お知らせ（その他異動について）、児童扶養手当支払時効通知書</p>		
b.	<p><b>【機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望】</b> ※計5件 児童扶養手当受給資格者台帳を用紙2枚に収まるレイアウトに変更、現況届の住所機能欄を拡張、「児童扶養手当現況届記入要領」と「児童扶養手当現況届」の分割等</p>		

## 申し送り事項⑤ 帳票追加検討自治体ニーズヒアリング結果まとめ

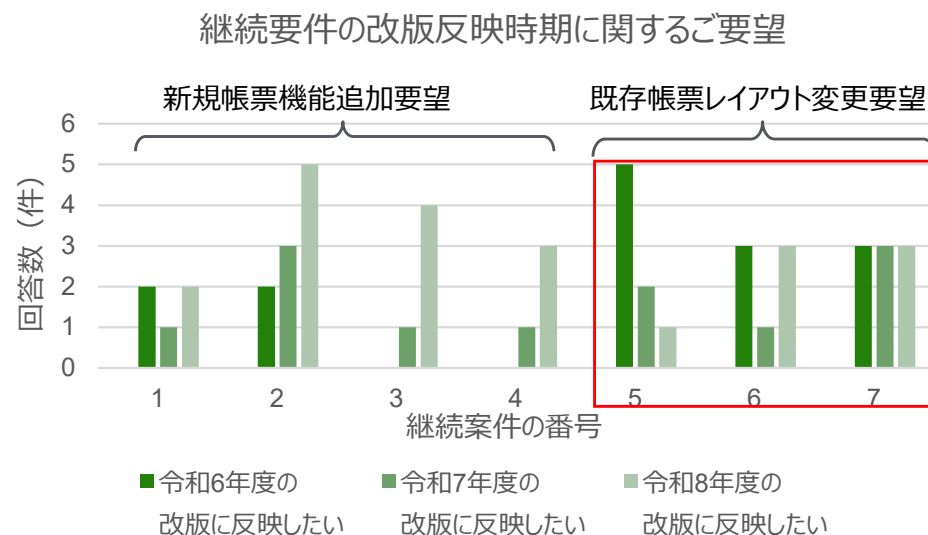
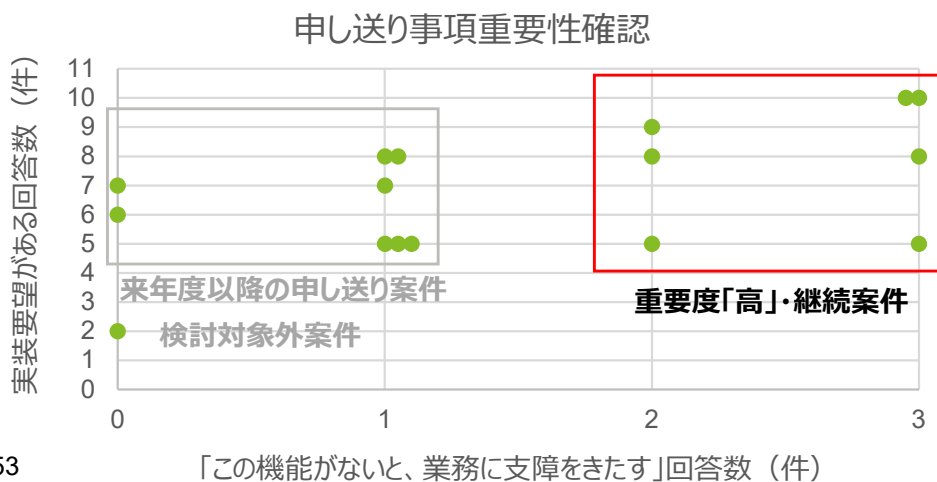
重要性が高い継続案件は、自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性などについて討議しました。その他ニーズが高い要件は、令和6年度以降の申し送り事項とします。

### 帳票追加検討の自治体ニーズヒアリング結果

- 16件帳票要件について、令和3~5年度の構成員である16自治体代表に送付したところ、11自治体から回答があった（2都道府県、3指定都市、3中核市、2特別区、1一般市）
- 案件の重要性について評価したところ（「業務に支障をきたす」との回答が2自治体以上、かつ「実装要望がある」との回答が5自治体以上ある案件を重要度「高」としている）
  - 「重要度高」と評価された7案件については、今年度の要件検討対象となる継続案件として仕分ける
  - その他、重要度は低めだが、「ニーズが高い」8件の要件は、来年度以降の申し送り事項として、引き続き検討とする（主に、返還金や支払、審査認定処理の帳票追加要望と、「児童扶養手当受給資格者台帳」のレイアウト変更などの要望である）
  - 1件、重要度もニーズも低い要件について、検討会の検討対象から除外する

### 継続案件の改版に反映時期について

- 標準仕様として反映する時期について確認したところ、継続案件である4つの新規帳票機能追加要望の重要性が高いものの、多くの自治体から、「令和8年度の改版に反映したい」という回答をいただいている
- 一方、3つの既存帳票のレイアウト変更要望について、「令和6年度の改版に反映したい」と早急に対応してほしいという依頼が多くあった
- なお、「制度改正等の政策上必要と判断される」機能要件ではない限り、該当要件が標準仕様書に反映されても、システムへの適合基準日は一律令和8年度以降になる見込み



# 支払・過払関連帳票機能の追加実装要望の取り扱い方針について

重要性が高い継続案件のうち、2件は実装任意の標準オプションとして、来年度以降に詳細化していくと決定しました。  
1件の帳票出力要望は来年度詳細を確認してから再判断となりました。

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	ベンダ事前ヒアリング結果・分科会討議結果	取り扱い方針
1	<p>支払予定者に関する情報を一覧で確認できること</p> <p><u>未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること</u></p> <p>※ 1 支分権の時効が完成した場合、<u>「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること」機能について、全てのベンダにおいて、現状は当該機能を保有していないが、「支払差止対象者の一覧の出力」は可能であり、ある程度代替可能ではないかという意見をいただいた。但し「手当」の情報が同時に出力可能かどうかは、回答いただいている。</li> <li>「『児童扶養手当支払時効通知書』を出力する」機能について、1.対象者が少ないことからシステム外の対応が望ましく、2.代替機能が、標準仕様が既にあるということで、標準仕様として推奨しないとの回答をいただいた。なお、自治体の実装要望が高いということから、帳票を追加すること自体が問題ないが、より詳細に要望の中（帳票の目的・レイアウト）について確認してから再度ベンダに判断いただくことにした。</li> </ul>	令和6年度以降に、業務要件の詳細や出力帳票のレイアウトについて自治体に再確認し、実現可能性をベンダに確認したうえで再精査する
2	<p><u>過払金が発生した場合に支払期、支払済額、過払額を記載した帳票「返還金額算出表」を作成できること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンダへの事前ヒアリングの結果、4社共通して、当該支払期、支払済額、過払額を個別に確認、または一部を個別に確認できる機能があると回答はいただいている。</li> <li>画面などで必要な情報を把握可能のため、帳票の出力が不要ではないか、というご意見を頂いた。なお、当該帳票のレイアウト次第だが、2社とも令和9年度までに開発・対応可能と回答いただいている。</li> <li>標準仕様として強く推奨しないという意見がなかったため、実装任意の標準オプションとして、帳票の目的・レイアウトを来年度以降に確認し、詳細化していくことにした。</li> </ul>	令和6年度以降に、実装任意の標準オプションとし詳細化し改版に反映していくために継続検討を行う
3	<p><u>「児童扶養手当受給等証明書」を出力できること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンダに事前にヒアリングした結果、3社から「標準仕様として対応可能」と回答をいただいている。そのうち、「既に類似用途の帳票を保有している」ベンダもいるし、「出力項目やレイアウトが分かり次第」で、遅くとも令和10年までに「標準仕様として対応可能」と2社から回答いただいている。</li> <li>2社からは、「システム外の対応が望ましいため」、また「代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない」等と回答いただいている。当該帳票は住民からの要望が多数あるが、国が定められている仕様ではなく、自治体が独自のフォーマットに基づいて作成しているところもある。</li> <li>標準仕様として強く推奨しないという意見がなかったため、実装任意の標準オプションとして、帳票の目的・レイアウトを来年度以降に確認し、詳細化していくことにした。</li> </ul>	

# 現況届の帳票レイアウト変更要望の取り扱い方針について

下記3件重要性が高い帳票レイアウト変更の継続案件は、レイアウトが定まっていれば、システム上の対応可能とのことで、令和6年度以降に、現況届のデジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議の参考材料として扱います。

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	ベンダ事前ヒアリング結果・分科会討議結果	取り扱い方針
4	「児童扶養手当現況届」を、用紙2枚に収まるレイアウトに変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>4社のベンダ代表に実装可能性と実装時期について事前ヒアリングを行ったが、4社とも当該改修要望について同意し、提示されたレイアウトに沿った改修が必要となるが、システム上、遅くとも令和9年度までに対応可能とのことだった。</li> <li>また、どの機能も、既に標準仕様として、システムに独自で調整を加えているベンダがあることが分かった。</li> </ul>	令和6年度以降に、現況届の帳票レイアウト見直しや、デジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議の参考材料として扱う
5	「児童扶養手当現況届」の住所欄を拡張		
6	「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」の様式を分割  ①児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ <u>これまで1ページ目とされていた内容</u> ②児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ補足 <u>これまで2ページ目以降とされていた内容</u>		

**b.全国意見照会にて、  
今年度の改版対象外のご意見の概要**



# 今年度改版対象外の、機能向上のためのご意見の概要

## 機能要件

法令・通知や正誤対応と関係のないご意見は概要のみ本日ご紹介いたします。事務局にて精査し、改版に係る検討が必要となる事項は来年度以降に申し送ることとし、20業務間の調整や中長期的な検討を要する事項は、引き続き関連機関と調整します。

意見区分		ご意見の概要	対応方針
Lv1	Lv2		
既存機能に対するご意見	既存機能要件の実装区分の変更依頼	政令市・中核市・一般市の担当者より、合計30件の機能要件を、他団体でも必要な機能と考えられることから、担当自治体の実装区分を「実装必須機能（◎）」に変更してほしいという要望をいただきました。	来年度の検討事項として申し送る
	既存機能要件・管理項目の追加要望	都道府県・政令市・中核市・一般市の担当者より慣例運用や機能向上のための、機能要件・管理項目の修正・追加依頼を合計15件いただきました。	
	既存機能要件・管理項目の削除依頼	政令市の担当者より、システムとしては実装不可と考えるため、当該管理項目の削除依頼を1件いただきました。	
新規機能に対するご意見	新規機能の追加要望	政令市・中核市・一般市の担当者より、慣例運用や機能向上のための、新規機能要件・帳票出力機能の追加要望を合計12件いただきました。	
	新規帳票出力機能の追加要望		
データ要件・連携要件関連のご意見	データ要件・連携要件の整合確認	政令市の担当者より、標準仕様書と不整合を生じている項目が発生している内容の精査依頼を1件いただきました。	こども家庭庁内部を含め、引き続き関連機関（デジタル庁等）と調整
	データ要件・連携要件の追加要望	一般市の担当者より、所得情報（課税情報）と公的年金との併給情報の連携は、マニュアル入力でなくシステム保有情報を自動的に反映される仕組みを追加依頼をいただきました。	
		町村の担当者より、標準化にあたり、福祉事務所未設置町村が紙（特に現況届の紙面審査において）と郵送による県への進達ではなく、電子データで授受する仕組みを検討してほしい要望をいただきました。	

# 今年度改版対象外の、機能向上のためのご意見の概要 帳票詳細要件・帳票レイアウト

法令・通知や正誤対応と関係のないご意見は概要のみ本日ご紹介いたします。事務局にて精査し、改版に係る検討が必要となる事項は来年度以降に申し送ることとし、20業務間の調整や中長期的な検討を要する事項は、引き続き関連機関と調整します。

意見区分		ご意見の概要	対応方針
Lv1	Lv2		
既存帳票に対する ご意見	既存帳票の印字項目の実装区分の変更依頼	政令市の担当者より、慣例運用のため、合計2件の実装区分を「実装必須（◎）」に変更してほしいというご依頼をいただきました。	来年度の検討事項として 申し送る
	一部印字項目・文言の修正・追加・削除	政令市、一般市の担当者と事業者より、住民サービス向上等を目的として取り決めた事務である、機能向上や慣例運用などの理由から、合計9件の帳票の一部印字項目・文言の修正・追加・削除の依頼をいただきました。	
	既存帳票の全体レイアウト・印字項目の見直し依頼	今年度、帳票レイアウトに関する論点を上げたため、全国意見照会経由でも、合計6自治体（中核市2カ所・一般市4カ所）の担当者から、合計15件の下記帳票に関する、全体レイアウト・印字項目の見直しのご意見をいただきました。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当現況届・現況届案内</li> <li>・ 児童扶養手当受給資格者台帳</li> <li>・ 児童扶養手当支払通知書</li> <li>・ 児童扶養手当認定通知書</li> <li>・ 児童扶養手当認定請求却下通知書</li> <li>・ 児童扶養手当額改定通知書</li> <li>・ 児童扶養手当支給停止通知書</li> <li>・ 児童扶養手当支給停止解除通知書</li> </ul>	こども家庭庁内部を含め、引き続き関連機関（デジタル庁等）と調整
新規帳票に対する ご意見	新規帳票の追加要望	事業者より、「一部停止者の受給者別、対象児童別の手当額内訳」の厚労省向けの正式的な報告フォーマットがあれば、標準仕様として定義してほしいという要望をいただきました。	来年度の検討事項として 申し送る

1. 第1回有識者検討会の振り返りと  
第2回有識者検討会の位置づけ
2. 全国意見照会の集計結果まとめ
3. 全国意見照会を受けて、  
標準仕様書の改版への反映状況について
4. 今年度の改版対象外のご意見について
5. 今後の更なる標準仕様書の精度向上に向けて  
(来年度以降の申し送り事項)

# 令和6年度論点一覧（案）

20業務間の横並び調整や中長期的な検討を要する事項は、引き続きこども家庭庁と関連機関との調整を進めていく必要がありますが、下記項目について、精査し、来年度の児童扶養手当にて再度改版への対応について検討していきます。

該当	申し送り事項		
令和5年度の 残論点	法令に基づいた受給（資格）者区分、年金等受給該当区分の再精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>全国意見照会にて、中核市から、法令上、「父かつ養育者」や「母かつ養育者」は「養育者」と別の定義となるため、既存の受給（資格）者区分では不十分とのご指摘をいただいた。同じ要件に対して、事業者からも、目的を踏まえた区分の再精査を行ってほしいという要望をいただいた</li> <li>また、中核市から複数法条に該当する際の年金等受給該当区分の精査依頼もいただいた。</li> <li>上記について、<b>さらなる法令の精査や、ベンダの対応状況について確認が必要</b>となるため、来年度に対応について引き続き検討する</li> </ul>
	機能向上のための新規機能・帳票の追加要望の精査・標準仕様化		<ul style="list-style-type: none"> <li>重要度が高い3件継続案件のうち、2件は実装任意の標準オプションとして、来年度以降に詳細化していくと決定し、1件の帳票出力要望は来年度詳細を確認してから再判断することになった</li> <li>また、ニーズが高い8要件についても、来年度に引き続き検討する必要がある</li> </ul>
	指定都市要件の残対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度ニーズが高いと仕分けされた3件再検討見直し指定都市要件について（過半数ではないが、8自治体以上から実装要望あり）、来年度以降に引き続き実装可能性を確認していく。</li> <li>また、令和4年度「成案予定」となった指定都市要件について、引き続き計画しながら、対応していく必要がある（既に、一部の政令市では移行困難となっているため）</li> </ul>
	既存機能要件及びデータ要件・連携要件の精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>操作権限設定や管理に関する機能の精査や、「16歳以上19歳未満扶養親族数」（旧特定扶養の人数）の税システムとの連携仕様の検討</li> </ul>
令和5年度 全国意見照会の 申し送り事項	機能要件	既存機能の実装区分精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度以降、内容について、こども家庭庁や関連機関（デジタル庁、総務省等）に連携した上に精査し、明らかに誤記となる内容については訂正とする</li> <li>なお、<b>新規機能・帳票の追加要望について、慎重に対応していく必要があるため</b>（既に、移行困難・対応困難と課題を挙げた団体が多数あるため）、既に要件に含まれているものや、代替機能があるものは基本的に対応なしとする。また、意見元自治体・事業者独自の運用である場合、標準化対象外となる</li> <li>更に、標準化の位置づけとして、仕様書に記載されている機能要件が満たされれば、具体的な実装方法は、自治体と事業者間の調整に委ねることとしている。そのため、標準仕様は幅を持たせた設計となっており、<b>詳細な要件の追加の標準化の範囲外となり対応なしとする</b></li> <li>上記を踏まえて、対応が必要となる追加内容について、今年度同様、自治体にニーズをヒアリングし、事業者に対応可否について確認したうえ、標準仕様として定義するかを検討していく</li> </ul>
		既存機能要件・管理項目追加・削除要望	
		新規機能・帳票出力機能の追加要望	
		データ要件・連携要件の整合確認	
	帳票要件	既存帳票の印字項目の実装区分の変更依頼	
		一部印字項目・文言の修正・追加・削除	
		新規帳票の追加要望	

**EOF**